

## 医療的ケア児等の保育に関する重要事項説明書兼同意書

### 1 基本的事項

- 利用日・利用時間は、利用調整結果の範囲内において、保護者が保育を必要とする時間とし、医療的ケアの状況、保育所等の状況等を踏まえ、保育所等と保護者との同意の上、決定します。
- 初日から一定の期間、慣らし保育を行います。慣らし保育では、保護者の付き添いを求める場合もあります。期間及び利用時間については、保育所等と保護者で相談の上、決定します。児童の様子や状態によっては、慣らし保育が短縮・延長される場合もあります。
- 通常の保育と異なる状況（行事等）の際は、事前に主治医等に相談をしながら、児童に負担がかからない参加方法を検討します。行事の内容、児童の体調、天候等によって、参加を見合わせていただくことがあります。
- 必要な範囲で関係機関と連携し、情報共有を行います。また、市の他の機関が所有している個人情報について、必要に応じて共有することがあります。

### 2 医療的ケアの対応内容

- 主治医の指示以外の、保護者判断による医療的ケアは行いません。
- 必要に応じて、保育所等・こども施設課の担当職員等が、児童の主治医に医療的ケアに関する相談を行ったり、医療的ケアの手技について主治医の指導を求めたりする場合があります。
- 医療的ケアや保育の実施にあたり、主治医意見書や指示書等、必要な文書の発行等は保護者が主治医に依頼し、かかる費用は保護者負担となります。
- 医療的ケアを安全に進めるために、随時、関係機関によるカンファレンスを開催することがあります。

### 3 実施体制

- 日常における健康状態が安定している中での保育になります。  
登所の際に児童の体調を把握し、体調が悪い場合は、保育所等の利用ができないことをご了承ください。また、お預かり後の体調不良に対して、問合せやお迎えをお願いすることがあります。

す。

□保護者が、医療的ケアに必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を準備・整備（洗浄、消毒等）し、毎日持参してください。不備がある場合は、保育所等の利用ができないことをご了承ください。

□使用済みの医療廃棄物はお持ち帰りください。

□やむを得ない事情により、医療的ケアを行う看護師が不在の場合は、保護者などがケアを実施する、または、保育所等の利用ができないことをご了承ください。

#### 4 安全管理体制

□緊急時を含め、保育所等から保護者に連絡する必要があるため、必ず連絡が取れるようにしておいてください。

□保育所等としても十分注意を払いますが、集団生活の中では、「かみつき」や「けんか」等によるけがをすることもあります。

□集団生活の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されます。保育所等内で感染症が発生・流行した場合には、保護者が保育所等を利用するかどうか判断してください。また、保育所等の判断で利用を控えてもらうこともあります。

□緊急時の対応については、保護者及び医療機関と事前に対応を協議し、緊急時対応マニュアルを作成し、それに沿って対応します。

□災害対策として、予備で3日分の薬と食事（栄養剤）、医療的ケアの使用物品を保育所等にストックしておいてください。その場合、定期的な点検等（使用・消費期限等の確認も含む）は保護者にもご協力をお願いします。

年 月 日

上記に同意します

保護者氏名

---